

福山市入札制度等改善検討委員会設置要領

(設置)

第1条 市の公共工事に係る入札制度の課題点を抽出し、改善に向けた方策について検討するため福山市入札制度等改善検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 現行入札制度に関する事項
- (2) 新たな入札制度の導入に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、建設局に関する事務を担当する副市長をもって充て、副委員長は上下水道事業管理者をもって充てる。
- 3 委員は、次の職にある者をもって充てる。

建設局長、建設管理部長、土木部長、土木部農林土木担当部長、都市部長、建築部長、総務局総務部長、教育委員会事務局管理部長、上下水道局経営管理部長、同工務部長及び同施設部長

(委員会)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は必要があると認めたときは、関係者の出席を求め意見を聴取することができる。

(幹事会)

第5条 委員会に委員の検討事項を調査研究し、整理させるための幹事会を置く。

2 幹事会は委員長が招集する。

3 幹事会の構成員は、別表 1 に掲げる者をもって構成する。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、建設局建設管理部建設政策課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要領で定めるもののほか委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この要領は、1993 年（平成 5 年）9 月 21 日から施行する。

2 1996 年（平成 8 年）4 月 1 日改正

3 1999 年（平成 11 年）4 月 1 日改正

4 2003 年（平成 15 年）4 月 1 日改正

5 2004 年（平成 16 年）4 月 1 日改正

6 2005 年（平成 17 年）4 月 1 日改正

7 2006 年（平成 18 年）3 月 1 日改正

8 2006 年（平成 18 年）4 月 1 日改正

9 2007 年（平成 19 年）4 月 1 日改正

10 2010 年（平成 22 年）4 月 1 日改正

11 2011 年（平成 23 年）4 月 1 日改正

12 2012 年（平成 24 年）4 月 1 日改正

13 2013 年（平成 25 年）4 月 1 日改正

14 2014 年（平成 26 年）4 月 1 日改正

15 2015 年（平成 27 年）4 月 1 日改正

16 2016 年（平成 28 年）4 月 1 日改正

17 2017 年（平成 29 年）4 月 1 日改正

18 2018 年（平成 30 年）4 月 1 日改正

19 2019 年（平成 31 年）4 月 1 日改正

2 0 2020 年（令和 2 年）4 月 1 日改正

2 1 2020 年（令和 2 年）7 月 1 日改正

2 2 2021 年（令和 3 年）4 月 1 日改正

福山市入札制度等改善検討委員会設置要領

第 5 条（幹事会構成員）……別表 1

（ネウボラ推進部）	（教育委員会事務局管理部）
保 育 施 設 課 長	施 設 課 長
（松永支所）	（上下水道局経営管理部）
松永建設産業課長	管 財 契 約 課 長
（北部支所）	（上下水道局工務部）
北部建設産業課長	上 下 水 道 計 画 課 長
（神辺支所）	管 路 整 備 課 長
神辺建設産業課長	管 路 維 持 課 長
（建設管理部）	（上下水道局施設部）
建設政策課契約担当課長	水 づ く り 課 長
技 術 検 査 課 長	施 設 整 備 課 長
（土木部）	
道 路 整 備 課 長	計 2 4 名
福山道路・幹線道路課長	
港 湾 河 川 課 長	
農 林 整 備 課 長	
沼隈建設産業課長	
（都市部）	
都 市 計 画 課 長	
公 園 緑 地 課 長	
川南まちづくり課長	
（福山駅周辺再生推進部）	
福山駅周辺再生推進課長	
（建築部）	
営 繕 課 長	
設 備 課 長	